

国連海洋法条約に対する非締約国としてのトルコの立場

—エーゲ海をめぐる対立を手がかりに—

はじめに

1 領海の幅員をめぐる問題

- (1) 領海の法規則
- (2) トルコの主張

2 大陸棚の境界画定をめぐる問題

- (1) 境界画定の法
- (2) トルコの主張

3 トルコに対する海洋法条約の効果

- (1) トルコの選択
- (2) 海洋法条約の一般性と弾力性

おわりに



瀬田 真
(横浜市立大学国際教養学部准教授)



來田 真依子
(大阪経済法科大学国際学部助教)

はじめに

エーゲ海は、海の幸に恵まれ、また、その優美な景色より観光地として評判である。しかし、日本ではそうした平和的な印象を強く持たれている一方、2022年にトルコが観光広報のスローガンとして用いるために「トルコエーゲ海 (Turkaegean)」という名称の商標登録を欧州連合知的財産庁に申請した折には、その認可をめぐる物議が醸された¹。エーゲ海の大部分を自国の海とするギリシャからすれば、このような商標登録は受け入れがたかったのである。

エーゲ海をめぐるトルコとギリシャの紛争は、15世紀から続く長き

にわたる、多様な問題を包摂するものである²。エーゲ海の地形と第一次世界大戦後の島の帰属により、この問題は非常に複雑かつ解決が困難なものとなっている。エーゲ海は、地図①が示すように、北から西側はギリシャの、東側はトルコの大陸部に囲われ、その幅は平均して200海里に満たず、南側はギリシャの島々によって蓋をされる狭い半閉鎖海域である³。エーゲ海には、千を超える島や岩などが存在するが、トルコ側のデータでもその内トルコが96、ギリシャが460、特に大きな島についてはギリシャが独占するといったように⁴、島の領有についてはギリシャが圧倒している状態にある。それゆえ、海についていえば、両国が各々6海里の領海を設定している現在、エーゲ海においてトルコの大陸棚と想定される水域の85%がギリシャの領海となるといって、世界でも非常に特徴的な海域となっている⁵。

周知のとおり、日本もまた近隣諸国との間で島と海をめぐる対立を抱えており、それぞれの問題の複雑性に鑑みると、一概に論じることはできないものの、島がいずれの国の領土となるかという領有権の問題と海の国境をどこにするかという海洋境界画定の問題の両者が密接にかかわる点については、日本周辺の世界、特に東シナ海とエーゲ海の問題は類似する部分が少なくない⁶。このように島と海の問題が密接にかかわるのは、現在の国際法においては「陸は海を支配する」という原則があるとされ⁷、領海にせよ大陸棚にせよ、海域を主張する際には、基点となる領土が必要とされるためである。

2 Deniz Bölükbaşı, *Turkey and Greece: The Aegean Disputes*, (2004), p. 5, para. 7.

3 Constantinos Yiallourides, *Maritime Disputes and International Law: Disputed Waters and Seabed Resources in Asia and Europe*, (2019), p. 45.

4 Cigdem Goksel et al., “The Aegean Sea with Numbers”, in Bayram Öztürk et al. (eds.), *The Aegean Sea Marine Biodiversity, Fisheries, Conservation and Governance*, (2015), p. 20; 島の数については、トルコを109、ギリシャを3,042とする統計もある。Yücel Acer, *The Aegean Maritime Disputes and International Law*, (2003), p. 253; このように統計にばらつきがあるが、ギリシャが島数でもそれらの面積でもトルコを圧倒している、という点についてはどのデータも争いはない。

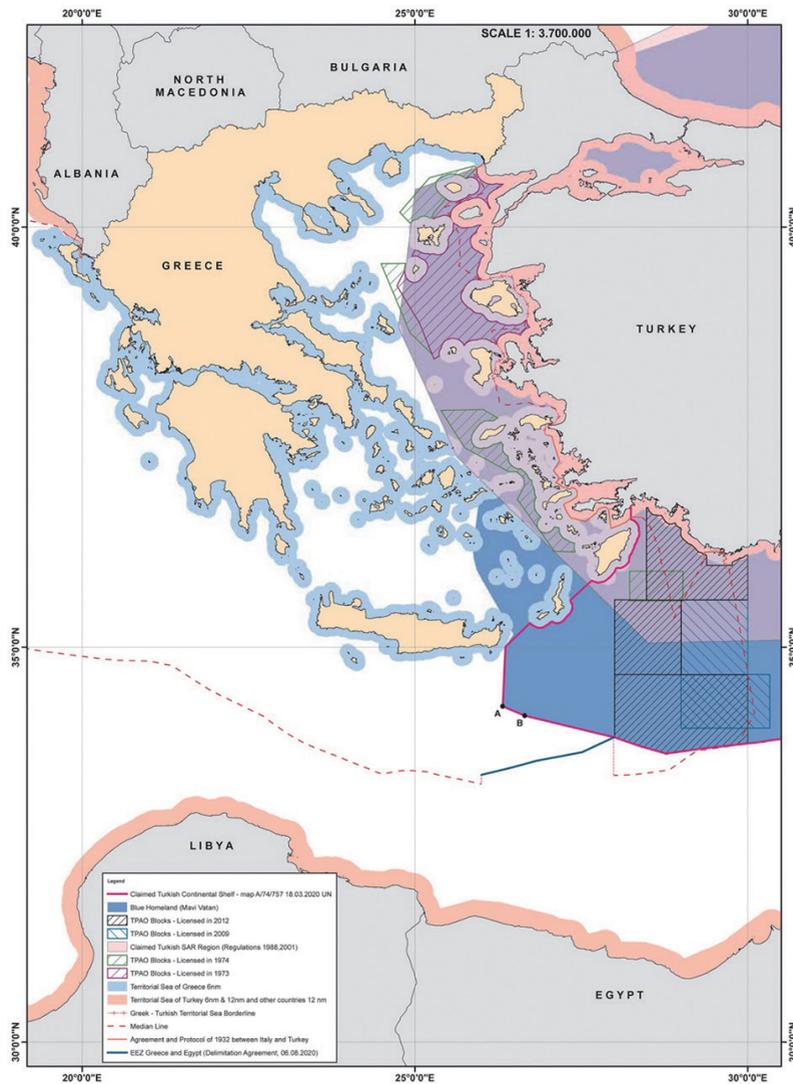
5 Bölükbaşı, *supra* note 2, pp. 89-90, para. 121.

6 例えば、Yiallouridesの書籍などは、同様の問題意識に根差すものと言える。Yiallourides, *supra* note 3, pp. 2-3.

7 近年、同原則についてまとめたものとして、Irina Papanicolopulu, “The Land Dominates the Sea (Dominates the Land Dominates the Sea)”, *Questions of International Law, Zoom-in*, Vol. 47 (2018), pp. 39-48 参照。

1 “Approval by the EU Intellectual Property Office of ‘Turkaegean’ as Turkey’s ‘trademark’”, Parliamentary question - P-002700/2022, Webpage of European Parliament, at https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/P-9-2022-002700_EN.html (as of February, 28, 2023).

地図①



MAP 10 - 2020: submission to the UN of a map with the limits of the continental shelf claimed by Turkey

In March 2020 (18.3.2020), Turkey submits to the UN a map depicting, beyond the boundary line of the illegal Turkish-Libyan Memorandum, the entire area it claims in the Eastern Mediterranean. The outer limits of the area claimed by Turkey reach the outer limits of the territorial waters of Crete and the islands of Kassos and Karpathos, and enter Greek territorial waters in the area of Rhodes (the islets of Chena and Paximada).

出典 : <https://www.ekathimerini.com/news/1186442/greece-responds-to-turkish-claims-about-islands-with-maps/> (as of February 28, 2023).

島の領有権の問題は本号の今井論文及び沖論文、海洋問題については次号予定されている下山論文及び竹内論文に譲り、本稿では、トルコとギリシャの間での海域をめぐる争い、具体的には、領海の幅員及び大陸棚の境界画定という2つの問題に焦点をあてる。これらの問題を概観することで、なぜ、トルコが国連海洋法条約（海洋法条約）に入ることができないかを詳らかにする。その上で、海洋法条約の適用されないトルコが、海洋法条約にどのような立場をとっているかを検討することで、現在の海洋秩序における海洋法条約の意義について、条約の外側から考察する。

1 領海の幅員をめぐる問題

(1) 領海の法規則

海洋法条約第2条は、領海やその上空及び海底に対して沿岸国が主権を持つことを規定している。実のところ、領海では、同条約第2部3節において外国籍船の無害通航が認められており、その意味では、領海への主権は領土に対するそれと同一ではない。しかしながら、その外に設けられる排他的経済水域（EEZ）や大陸棚においては、条約で認められた特定の事項に対してのみ主権的権利（主権ではない⁸）及び管轄権が認められるに過ぎないのに対し、領海に対しては基本的にあらゆる事項に対して主権に基づく権利を行使することができる。例えば、刑法などは基本的にEEZには適用されないが、領海には適用される。そのため、ある海域が領海となるか大陸棚となるかの違いは沿岸国にとっては大きな問題となる。

海洋法条約は、続く第3条において、沿岸国は、「基線から測定して十二海里を超えない範囲でその領海の幅を定める権利を有する」とされている。この幅員をめぐる争いは、歴史的に長い対立がみられたが⁹、海洋法条約の締結へと至る第3次国連海洋法会議（1973-82年）において、12海里までということが明示的に決められたのである。条文の表現が示す

⁸ 海洋法条約に規定される主権的権利（sovereign rights）と主権の違いについては、Yoshifumi Tanaka, *The International Law of the Sea* (3rd Edition), (2019), p. 9 参照。

⁹ 例えば、中村洸「領海の幅に関する最近の動向について」『法學研究：法律・政治・社会』第45巻2号（1972年）105-129頁参照。

ように、沿岸国は必ずしも領海を12海里までと一律に決める必要はなく、それより短い距離に設定することもできる。実際、日本は、宗谷海峡や津軽海峡については、特定海域として、領海を基線から3海里までとしている¹⁰。

大陸棚の場合と異なり、領海の起点となる陸地は広義に位置づけられる。まず、第6条は、礁について、その海側の低潮線を基線とすること、すなわち陸の一部とすることを認めている。さらに、低潮高地については第13条において、その全部又は一部が他の起点となる陸地からの領海に位置する場合にのみ、さらなる領海の起点とすることが認められる。加えて、第121条は、まず、その1項で島を「自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。」と定義する。その上で、2項において、島がEEZや大陸棚の基点となるとするが、3項では、「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩」はEEZや大陸棚を有しないとされる。ある陸地が島としてEEZや大陸棚まで認められるか否かについては、南シナ海事件において大きな論争となっている¹¹。しかしながら、こと領海に関してはこういった議論に関係なく、2及び3項に基づけば、人の住めない岩であったとしても設定することが可能である。礁、低潮高地、岩といった陸地も基点とすることを認めるなど、領海の文脈では陸地の認定に係るハードルはさほど高くないと言えよう。

(2) トルコの主張

海洋法条約におけるこのような領海の規定、特に幅員を一律に12海里までとしたことが、トルコが同条約へ批准することができなかった一因と言われている¹²。上述したように、ある海域が領海となるか大陸棚

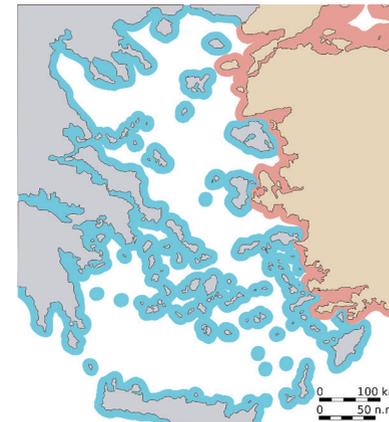
10 領海及び接続水域に関する法律（昭和52年5月2日法律第30号）附則2項。

11 領海や大陸棚を主張する根拠を権原（entitlement）といい、この権原がどの島に認められるか、が検討されたのである。The South China Sea Arbitration between the Republic of the Philippines and the People's Republic of China, Award of 12 July 2016, Reports of International Arbitral Awards, Vol. 33 (2020), pp. 365-391, paras. 473-553.

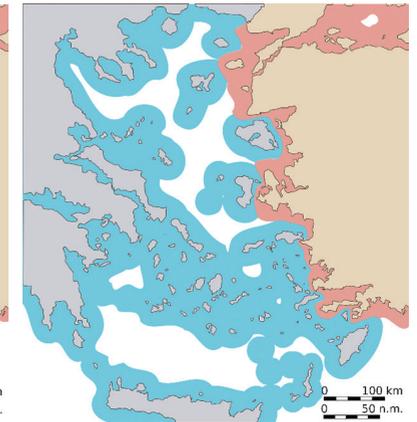
12 トルコ代表は、あくまでも後述する第309条で留保が禁止されていることをあげているが、その裏には、領海の幅員をめぐる問題があったことは、広く指摘されることである。182nd Plenary Meeting, Official Records of the Third United Nations Conference on the Law of the Sea, Volume XVI, p. 157, para. 56; Bayram Öztürk (ed.), The Aegean Sea 2000: Proceedings of the International Symposium on the Aegean Sea, (2000), p. 131; Yüksel İnan and Yücel Acer, "The Aegean Disputes", in Ali L. Karaosmanoğlu et al., (eds.), The Europeanization of Turkey's Security Policy: Prospects and Pitfalls, (2004), p. 147.

となるかは、その海域に対して沿岸国が主権と主権の権利のどちらを有するのか、という点で決定的な違いとなる。さらに、領海の上空にあたる領空の範囲についての問題も、トルコがギリシャの領海拡張を警戒する理由の1つである¹³。地図②が現在の6海里の領海を示したものであるのに対し、地図③は両国が領海を12海里に設定した場合の図となる。これらの図を比較すると、地図③のように領海が設定された場合、トルコがギリシャの領海を経ずに外洋に出るルートが著しく限定されることが分かる。トルコは、第3次国連海洋法会議において、具体的に何海里、という主張を領海について行ったわけではないが、一貫して、12海里の一律的な適用には反対していた¹⁴。そして、そのようなスタンスは基本的に現在も変わっていない。

地図②：領海6海里



地図③：領海12海里



出典：https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/thumb/c/c4/Aegean_6_nm.svg/1894px-Aegean_6_nm.svg.png; https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/thumb/8/8f/Aegean_12_nm.svg/1894px-Aegean_12_nm.svg.png, (as of February 28, 2023)

冒頭で示したように、エーゲ海が非常に特異な地形と状態にあることから、トルコは第3次国連海洋法会議において、同海域については例外的に扱うことを一貫して求めてきた¹⁵。その際トルコは、現行の海洋法

13 トルコ外務省 Webpage, https://www.mfa.gov.tr/sub.en.mfa?a5665231-082c-4832-abdb-46cf75694b50 (as of February 23, 2023.) 参照。

14 Ekrem Korkut, Turkey and the International Law of the Sea, (2017), p.31.

15 189th Plenary Meeting, Official Records of the Third United Nations Conference on the Law of the Sea, Vol. XVII, p. 76, paras. 139 and 150.